

## 函館市廃棄物処理施設整備基本計画策定業務委託仕様書

### 第1編 共通仕様書

#### 第1章 総則

本仕様書は、函館市（以下「甲」という。）が発注する「函館市廃棄物処理施設整備基本計画策定業務」に適用する。

##### 1 目的

本業務は、甲の廃棄物処理施設を整備するため、平成27年度に実施した函館市廃棄物処理施設整備技術検討に基づき、施設整備予定地、施設計画等に関する基本的な考え方を取りまとめた函館市廃棄物処理施設整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）を策定することを目的とする。

##### 2 業務の名称

函館市廃棄物処理施設整備基本計画策定業務

##### 3 計画対象地域

函館市内

##### 4 委託期間

契約締結日から平成30年3月30日まで

##### 5 業務内容

業務の詳細は、第2編特記仕様書によるものとする。

##### 6 成果品

受託者（以下「乙」という。）は、成果品の作成にあたって甲と協議を行い、甲の承認を得てから作成し、納品された成果品に記入漏れ、不備または誤記が発見された場合、乙は速やかに訂正しなければならない。成果品の内容について、甲の承諾なしに公表、貸与または使用してはならない。

なお、成果品の作成にあたっては、古紙パルプ配合率70%以上、白色度70%程度以下の再生紙を使用し、表紙等に上記以外の用紙を使用する場合においても、可能な限り古紙パルプ配合率が高いものを使用することとする。

- |                          |      |      |
|--------------------------|------|------|
| (1) 廃棄物処理施設整備基本計画        | A4製本 | 150部 |
| (2) 概要版                  | A4製本 | 150部 |
| (3) 各種検討資料（調査等に使用した資料など） |      | 1部   |
| (4) 上記成果品の電子データ          |      | 1式   |

## 第2章 一般事項

### 1 業務管理

- (1) 乙は、本業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する管理技術者（直接雇用する衛生工学部門の技術士資格を有するもの）を定め、業務の全般について技術的な管理を行わせなければならない。
- (2) 乙は、本業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (3) 乙は、契約後速やかに業務計画書を作成し、甲に提出し承諾を得なければならない。
- (4) 乙は、業務期間中に甲と十分な協議を行い、協議における打合せ事項等の議事録を作成し、速やかに甲へ提出しなければならない。
- (5) 乙は、甲から業務の進捗状況の報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

### 2 法令等の遵守

本業務を実施するにあたっては、関係法令、条例、規則、通知等を遵守しなければならない。

### 3 秘密の厳守および中立性の保持

乙は、本業務の遂行により知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

### 4 資料の貸与等

甲は、その保有する資料等で業務の遂行に必要なものを乙に貸与する。この場合、乙は、貸与を受けた資料等のリストを作成して甲に提出し、貸与された資料等は、業務完了時にすべて返却しなければならない。

### 5 疑義の解決

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合や、本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、乙は、甲と十分な打合せおよび協議を行い、その指示に従うものとする。

### 6 提出書類等

乙は、次の書類等を遅滞なく甲に提出しなければならない

- (1) 着手前提出書類
  - ・業務着手届
  - ・業務計画書（業務工程表を含む。）
  - ・管理技術者届（経歴書および資格を証明する書類の写しを添付すること）
  - ・その他甲が指定する書類
- (2) 業務完了時提出書類等

- ・業務完了届
- ・成果品

## 7 留意事項

- (1) 乙は、本業務の遂行上で関係する官公庁等との協議が必要になった場合または協議を求められた場合は、その対応を行うものとする。
- (2) 乙は、本業務において業務の一部を外注する必要がある場合は、甲の承諾を得ること。また、外注する業務の内容を事前に甲に書面で提出すること。
- (3) 乙は、本業務に文献その他の資料を引用した場合には、その文献、資料名を明記しなければならない。

## 8 打合せ

- (1) 打合せは、業務着手時、中間報告、業務完了時および随時必要に応じて行うものとする。なお、管理技術者は、業務着手時および成果品納入時および主要な打合せに出席するものとする。
- (2) 乙は、業務遂行に当たっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面をもって本市に報告するものとする。

## 9 中間報告

本市の求めに応じて、随時中間報告を行うものとする。

## 10 検査

乙は、業務遂行後、所定の手続きを経て甲の検査を受けなければならない。本業務は、甲の検査合格をもって完了とする。

なお、納品後に成果品に記入漏れ、誤り等不備が発見された場合には、乙の負担において速やかに訂正しなければならない。

## 11 その他

甲が必要と認めた時は、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合の変更については、甲と乙との協議の上、契約金額を増減しなければならない。

# 第2編 特記仕様書

## 第1章 基本的事項

- (1) 本業務に必要な既存資料やデータ等の収集、整理、分析および修正を行う。  
なお、資料作成については、便宜性・汎用性の高いソフトを使用し、データ形式等の詳細については、甲の承認を得ること。
- (2) 新たな技術を導入する場合の費用対効果分析と環境負荷削減効果分析を行う。
- (3) 本計画に関する国および他自治体の動向や事例を調査するとともに、地域特性を踏まえた導入可能な最新技術の動向調査を行い、本業務に反映させる。

- (4) 国の指針や関係法令等に基づき、循環型社会形成・財政負担低減等の多角的視点から本市の施設整備に必要となる検討を行う。

## 第2章 業務内容

整備対象施設は、焼却施設、破砕選別処理施設等の各施設を同一敷地内に整備することを想定し、事業計画地の敷地条件や周辺環境等を踏まえ、焼却施設および破砕選別処理施設等に係る環境保全や施設配置等についての検討を行う。

なお、各施設計画の検討にあたっては、複数案を設定し、本市のごみ処理施設整備に係る視点である、①ごみを安全かつ安定的に処理できる施設とすること、②適切な環境保全対策を講じた施設とすること、③資源の循環とごみの持つエネルギーの有効利用に優れた施設とすること、④経済的に優れた施設とすること、⑤市民参加により、市民の理解を得ながら計画を進めること を十分に考慮すること。

### 1 施設の基本条件の検討

#### (1) 施設の基本事項の設定

計画ごみ処理量、計画ごみ質、焼却施設の施設規模、処理方式等に係る函館市廃棄物処理施設整備技術検討(平成27年度実施)に基づき行う計画検討委員会による審議を踏まえ、ごみ処理施設の基本事項について設定する。

#### (2) 施設整備予定地の選定

「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2006改定版)」((社)全国都市清掃会議)記載の候補地決定までの手順例等を踏まえ、地理的条件、法的規制、周辺環境、収集運搬効率、インフラ整備状況、経済性、市民理解等の観点から複数案を比較検討し、施設整備予定地の適地選定を行う。

なお、あらかじめ、施設整備予定地および周辺における道路、河川の現況および電気、上下水道等の整備状況について調査し、関係機関との事前協議資料を作成するものとする。

### 2 施設計画の検討

#### (1) 建築計画

建築物(焼却処理棟、管理事務所棟、計量棟、破砕選別処理棟等)の配置、面積等について検討を行う。

#### (2) 搬入・搬出計画

現況の道路交通網の利用状況を踏まえ、処理対象物の搬入搬出条件(経路、時間帯別車両台数、車種等)についての検討を行う。

#### (3) 施設配置・動線計画

敷地条件、関係法令および車両動線等を踏まえ、効果的・効率的な施設および設備機器の配置についての検討を行う。

#### (4) その他の計画

上記以外に必要な施設計画についての検討を行う。

#### (5) 基本計画図等の作成

施設計画の内容との整合を図り、施設整備に係る基本計画図等の作成を行う。

- ① 造成計画図（調整池，搬入路等含む）
- ② 施設配置計画図（外構含む）
- ③ 施設立面図
- ④ 設備機器配置計画図（平面，断面）
- ⑤ 車両動線計画図
- ⑥ イメージパース

### 3 環境保全，エネルギー利用の検討

#### (1) 環境保全計画

施設設備計画および周辺環境の状況等に基づき、環境保全に係る自主規制値の設定および環境保全設備の機種等についての検討を行う。

#### (2) エネルギー利用計画

基本条件の計画ごみ質，計画ごみ処理量および施設計画等に基づき、施設で発生する熱量の計算や高効率発電方式等の検討を行う。また、場内・場外で利用可能な余熱の熱量計算や利用方策等についての検討を行う。

併せて、循環型社会形成推進交付金のエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要件について、条件整理，検討を行う。

### 4 事業計画の検討

#### (1) 事業手法

施設整備計画，運営管理計画等の内容に基づき、公設公営，DBO，PFI等の事業手法について、他都市の事例等を踏まえ、課題等の整理を行う。

#### (2) 概算事業費，財政計画

施設計画等の内容に基づき、他都市の類似工事の工事費や過去の実績，近年の建設物価傾向等を踏まえ、事業全体および各施設の概算事業費を算出する。

施設完成後の維持管理費として、施設管理費，人員，売電収益を算出する。

また、本事業に係る交付金，起債等の財政措置について整理する。

#### (3) 事業スケジュールの策定

本事業に係る各業務委託，許認可関係，各種申請手続き等を総合的に整理し、事業スケジュールを策定する。

#### (4) 発注方式

施設計画等の内容に基づき、各施設の発注方式についての整理を行う。

#### (5) 生活環境影響調査項目の検討

地域の概況を考慮して、環境影響要因を抽出し、調査項目の検討を行う。

#### (6) 市民参加の機会，広報，啓発手法

事業推進になる市民参加，施設稼働後の広報・啓発手法等についての提案を行う。

### 5 会議等の補助

ごみ処理施設建設場所の選定等に関して調査・審議を行う計画検討委員会や計画素案策定に係る意見交換会等に参画し、会議運営についての提案を行い、会議資料の作成，進行補助，技術的側面から情報提供ならびに説明補助，議事整理および会議録（逐

語形式) 作成等を行う。

ただし、会議に要する会場費、委員報酬は、市が負担する。

なお、計画検討委員会については、開催期間を約1年間として、月1回・計10回程度の開催を予定し、計画素案に係る意見交換会については、計3回程度の開催を予定している。

## 6 資源化施設に係る検討

### (1) 現行施設の長期使用の検討

現行のリサイクルセンターの長期使用に向けた課題および維持補修計画等について検討する。

### (2) 新たな施設整備の検討

新たな資源化施設を整備する場合の施設規模、処理方式等の基本事項や事業費等について検討する。

## 7 その他検討事項

新施設稼働後の最終処分場および函館プラスチック処理センターのあり方について検討する。

## 8 業務スケジュール (予定)

業務委託契約の締結	平成28年 6月
計画検討委員会の開催(全10回)	平成28年 7月ー平成29年 4月
計画素案策定	平成29年 5月
計画素案に係る意見交換会の開催	平成29年10月
パブリックコメントの実施	平成29年12月
成案	平成30年 1月
成果品納品	平成30年 3月